

**令和8年度 大阪市港区におけるコミュニティ育成支援事業
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和8年度大阪市港区におけるコミュニティ育成支援事業

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本事業は、人と人が出会いつながる機会を提供することで、住民主体の豊かなコミュニティづくりを促進し、地域における文化の向上を図るとともに、その促進を担うことができる人材を発掘・育成することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としており、その目的を達成するため、受託者の持つ地域コミュニティづくりの推進に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約上限額）

金12,562,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

※ 令和8年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書（案）

別紙参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受託者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

- イ 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受託者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え、契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- エ 受託者は、業務を再委託に付す場合、書面により再委託の相手方と契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

- ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。
- イ 契約の締結は本委託業務にかかる令和8年度予算の発効を条件とする。予算の発効がなければ契約の締結は行わない。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、本プロポーザルに参加することができる。

- ア 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- エ 納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- オ 公募型プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- カ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- キ 共同体を結成して申請する場合は、以下の要件全て満たしていること。なお、参加申請以後に共同体の代表者及び構成員を変更することは認めない。
 - ① 共同体の代表となる者を定めていること。
※代表者が全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。
 - ② 共同体結成に関する協定等を締結していること。なお、協定等には、それぞれの役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ③ 代表者を含む全ての構成員が、上記ア～カの要件を満たしていること。
 - ④ 代表者とならない者にあっては、代表者に代表権を委任する旨を記載した委任状を提出していること。
 - ⑤ 代表者を含む全ての構成員が、単独若しくは他の共同体で本プロポーザルの参加申請を行っていないこと。

5 スケジュール

・公募開始（参加申請、質問受付開始）	令和7年12月26日（金）
・質問の締切	令和8年1月16日（金）
・質問に対する回答・公開期間	令和8年1月22日（木）～1月26日（月）
・参加申請関係書類の締切	令和8年1月26日（月）
・参加資格決定通知	令和8年1月30日（金）（予定）
・企画提案書の提出期間	令和8年2月6日（金）～2月16日（月）
・選定会議（プレゼンテーション審査）	令和8年3月上旬（予定）
・選定結果通知	令和8年3月上旬～中旬（予定）
・契約締結、事業開始	令和8年4月1日（水）（予定）

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付

ア 受付期間	令和7年12月26日（金）午前9時から 令和8年1月16日（金）午後5時30分まで
イ 提出方法	「質問票（様式10）」に質問内容等記載し、港区役所協働まちづくり推進課へEメールで送付すること。送付後は電話確認を行うこと。 ただし、電話確認の受付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時を除く。 (件名に「【質問】コミュニティ育成支援事業」と明記すること。 (電話、来訪及び締切以降の質問は一切受けない)
ウ Eメールアドレス	tg0002@city.osaka.lg.jp
エ 質問への回答	令和8年1月22日（木）に港区ホームページに掲載する。

（2）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間	令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月） 午前9時から午後5時30分まで ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時を除く。
イ 提出方法	別表1に掲げる書類を持参すること。（Eメール、FAX及び郵送不可）
ウ 提出場所	港区役所協働まちづくり推進課（市民活動推進）
エ 参加資格決定通知	令和8年1月30日（金）頃に書面で通知する。

（3）企画提案書類の提出

ア 受付期間	令和8年2月6日（金）から2月16日（月） 午前9時から午後5時30分 ただし、土曜日、日曜日、祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時を除く。
イ 提出方法	別表2に掲げる書類を持参すること。（Eメール、FAX及び郵送不可）
ウ 提出場所	港区役所協働まちづくり推進課（市民活動推進）
エ 提出部数	10部（正本1部・副本9部 ※ 副本は複写可） <u>※副本については、事業者が特定されないよう、事業者名や事業者が特定される箇所にマスキングを行うこと。</u>

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	審　　査　内　容	配　点
業務の理解度	本事業の目的及び業務内容の理解度	20 点
実施体制	業務遂行にかかる実施体制	20 点
企画内容	創意性及び実現性	20 点
	区民や団体の参画・協力	20 点
習熟度	類似事業の実績の豊富さ	10 点
積算の妥当性	費用積算根拠の妥当性	10 点
合　　計		100 点

(2) 審査・選定方法

- ア 審査にあたっては、「令和8年度大阪市港区におけるコミュニティ育成支援事業」業務委託先選定会議（以下、「選定会議」という。）において、上記の選定基準に基づきプレゼンテーション審査を実施し、選定委員の平均評価点により最優秀提案者を選定する。なお、平均評価点が60点に満たない場合は選定対象としない。
- イ 選定会議（プレゼンテーション審査）
開催日 令和8年3月上旬（予定）
場 所 港区役所 5階会議室
※プレゼンテーション審査の時間等については、別途提案者へ連絡する。
※プレゼンテーション用の別途資料等は認めない。
- ウ 審査の結果、評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、企画内容の得点が高い者を最優秀提案者とする。それでも決定できない場合は、業務の理解度の得点が高い者を最優秀提案者とする。なお、契約締結までの期間中に、最優秀提案者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、公募型プロポーザルへの参加を無効とし、次の順位の者を最優秀提案者とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求めた場合
- イ 応募受付日から委託契約締結までの間に「4 応募資格、必要な資格・許認可等」の要件に該当しなくなった場合
- ウ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- エ 選定会議終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- オ 提出書類に虚偽の内容の記載が認められた場合
- カ プrezentation審査を欠席した場合
- キ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、令和8年3月上旬～中旬に全提案者に通知するとともに、港区ホームページに掲載する。なお、審査内容、結果についての質問や異議は一切受け付けない。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査業者選定の用以外に提案者に無断で使用しない（ただし、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25
大阪市港区役所 協働まちづくり推進課（市民活動推進）
電話：06（6576）9734
FAX：06（6572）9512
E-mail：tg0002@city.osaka.lg.jp

別表1 公募型プロポーザル参加申請書類一覧

名称	様式・取り扱い等
① 公募型プロポーザル参加申請書	様式1-1 ※共同体で申請する場合は、様式1-2を使用すること
② 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書若しくは定款又は定款に類する規程及び役員名簿	提出日前3か月以内に発行（写し可）
③ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書又は確定申告書	
④ 印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行（写し不可）
⑤ 使用印鑑届	様式2
⑥ 申請内容誓約書	様式3
⑦ 納税証明書	
消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行（写し可） 納税証明書「その3」又は「その3の3」で提出すること。 非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
法人市町村民税及び固定資産税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行（写し可） 大阪市に納税義務を有しない者は、本店または主たる営業所の所在地における法人市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書を提出すること。 非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑧ 委任状及び協定書	共同体で申請の場合のみ

※ 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は②③④⑤⑦は省略可能

別表2 企画提案書類一覧

名称	様式
企画提案書表紙	様式4
① 全体の提案内容が簡潔に記載された資料	自由様式（用紙：A3×1枚まで）
② 事業趣旨、事業効果や目標	様式5
③ 事業内容や実施方法及びスケジュール等	様式6-1～6-3
④ 提案のセールスポイント	様式7
⑤ 過去5年間の類似業務受託実績	様式8
⑥ 経費内訳書及び積算根拠	様式9

※ 提出できる案は1案とし、企画提案に係る費用は、すべて参加者の負担とする。